

I P通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】

2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則（平成31年1月28日VVサ第00443092号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 第3種シェアードI P-P B X契約において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について合意できているときは、平成32年3月31日を提供期限として、新たな契約の申込を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種シェアードI P-P B Xサービス又は第4種シェアードI P-P B Xサービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 附則3の場合において、第3種シェアードI P-P B X契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則（平成31年1月28日VVサ第00443092号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

～2020年3月31日	2020年4月1日～
<p>ア サービスの区分等の変更</p> <p>イ オンネット番号の変更</p> <p>ウ IPセントレックス番号の変更</p> <p>エ 通信チャンネル数の変更</p> <p>オ 所属オンネットグループの変更</p> <p>カ 所属イーサネット契約者回線接続グループの変更</p> <p>キ 付加機能又は附帯サービスの提供、利用内容の変更、廃止（Web電話帳機能の提供を除きます。）</p> <p>ク その他の契約内容の変更</p>	
<p>5 附則3の場合において、第4種シェアードIP-PBX契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。</p>	<p>5 削除</p>
<p>ア IP電話番号の変更</p> <p>イ 通信チャンネル数の変更</p> <p>ウ 付加機能又は附帯サービスの提供、利用内容の変更、廃止</p> <p>エ その他の契約内容の変更</p>	
<p>6 当社は、附則2又は附則3の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。</p>	<p>6 削除</p>

～2020年3月31日	2020年4月1日～
<p><u>ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u></p> <p><u>イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p>7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>附 則 (令和2年4月1日VVサ第00627080号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 VVサ第00443092号(平成31年1月28日)の附則2、3、4、5及び6を、令和2年4月1日をもって削除します。</u></p> <p><u>ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約(第3種シェアードIP-PBXに限ります。)を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和2年4月30日を期限として、その契約に係わる取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ</u></p>

～2020年3月31日	2020年4月1日～
	<p><u>他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ</u> <u>いては、なお従前のとおりとします。</u></p>